（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第二条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の九第一号中「手順」の下に「（第二十二条の十七各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）」を加え、同条第二号中「第二十二条の十七各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）」を「根本原因分析」に改める。

第二十条中「根本原因の分析」を「根本原因分析」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正）

第三条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の九第一号中「手順」の下に「（第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）」を加え、同条第二号中「第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）」を「根本原因分析」に改める。

第三十四条中「根本原因の分析」を「根本原因分析」に改める。

（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第四条　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の七第一号中「及び生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置に関するそれぞれの手順」を「に関する手順（第四十三条の十三各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

第三十七条中「品質保証に関すること（」の下に「根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに」を加える。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第五条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二の七第一号中「手順」の下に「（第四十三条の十四各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）」を加え、同条第二号中「第四十三条の十四各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）」を「根本原因分析」に改める。

第三十六条中「根本原因の分析」を「根本原因分析」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第六条　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一号中「手順」の下に「（第八十九条各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）」を加え、同条第二号中「第八十九条各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）」を「根本原因分析」に改める。

第六十三条中「根本原因の分析」を「根本原因分析」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第四十七号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第二十五条第五号の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十五号（工事担任者の養成課程の実施要目を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十六日　　総務大臣　原口　一博

第一項中「面接授業」を「面接等授業」に改める。

第二項中「多様なメディアを高度に」を「メディアを」に改める。

○総務省告示第四十八号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第二十五条第九号の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十六号（工事担任者の養成課程の終了の際行う試験の実施の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十六日　　総務大臣　原口　一博

第三項中「面接授業」を「面接等授業」に、「多様なメディアを高度に」を「メディアを」に改める。

○総務省告示第四十九号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する場合を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日　　総務大臣　原口　一博

電気通信主任技術者規則（以下「規則」という。）第三条第二項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する場合は、次の各項に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各項に掲げる場合とする。

一　規則第三条第二項の規定により電気通信主任技術者を選任し、又は同条第一項第一号若しくは同条第二項の規定により選任された電気通信主任技術者に他の事業場（当該事業場に常に勤務する者のうちに電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者がいない場合に限る。）において選任すべき電気通信主任技術者を兼ねさせる場合　次の各号のいずれにも適合する場合

1　規則第三条第二項の規定により選任される電気通信主任技術者又は他の事業場の電気通信主任技術者を兼務することとなる者（以下「兼務主任技術者等」という。）が、直接統括される事業場又は兼務することとなる事業場に速やかに到達できること。

2　これらの事業場において直接に管理される電気通信設備に障害が生じた場合には、予備設備への切り替え等の障害防止のための応急措置が直ちに行われること。

3　これらの事業場に係る電気通信設備の工事、維持及び運用上必要な事項が兼務主任技術者等に容易に連絡できるよう措置されていること。

4　これらの事業場の電気通信設備の巡視、点検及び検査の結果が兼務主任技術者等に報告されること。

5　その他、これらの事業場が兼務主任技術者等による監督で支障ないように措置されていること。

二　規則第三条第一項第一号又は同条第二項の規定により選任された電気通信主任技術者に同条第一項第二号の規定に基づき選任すべき電気通信主任技術者を兼ねさせる場合　次の各号のいずれかの場合

1　規則第三条第一項第一号又は同条第二項の規定により選任された電気通信主任技術者の勤務する事業場がある都道府県の電気通信主任技術者を兼ねさせる場合

2　電気通信事業者が事業開始後五年以内において、電気通信設備を設置する都道府県ごとに電気通信主任技術者（第三項に規定する兼任主任技術者を含む。）を選任する計画を管理規程に定めている場合であって、当該計画の期間中における利用者の数が三万未満の都道府県の電気通信主任技術者を兼ねさせる場合

3　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第二十号の二に規定する地球局のうち、専ら一の利用者（当該電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者であって、電気通信事業者以外の者をいう。）に電気通信役務の提供を行うことを目的として開設された地球局における事業用電気通信設備が設置されている都道府県（当該都道府県内に、複数の利用者に電気通信役務の提供を行うことを目的として開設された地球局がある場合を除く。）の電気通信主任技術者を兼ねさせる場合